

報告 2

病院の開設者変更について

- ・ 病院の開設者の変更について . . . 1～2

病院の開設者の変更について

1 趣旨

県では、「病院の開設等に関する指導要綱」において、病院の開設等の許可を申請しようとする者は、許可申請に先立ち事前協議を行うことを原則としており、審査に当たっては、あらかじめ地域医療構想調整会議の意見を確認した上で、医療審議会へ報告しその意見を踏まえて決定することとしている。

2 変更を予定している病院の概要

(1) 開設者を変更する理由

現開設者である一般社団法人巨樹の会（代表理事 鶴崎 直邦）は佐賀県武雄市を主たる事務所とし、1都5県で17病院を開設・経営し、県内では3病院（所沢明生病院、狭山中央病院、明生リハビリテーション病院）を開設・経営している。

一般社団法人巨樹の会が県内で開設・運営する3病院のうち、所沢明生病院及び狭山中央病院は、ともに老朽化していることから合併して圏域内で移転することとし、令和3年度の第1回医療審議会での計画について報告したところである。合併・移転は令和5年10月に完了する予定である。

県内には一般社団法人巨樹の会が基金拠出し設立した医療法人として社会医療法人社団埼玉巨樹の会（理事長 瓜生田 曜造）が1病院（新久喜総合病院）を開設・経営しているが、埼玉県内ではグループ内に設立の根拠法令が異なる2つの法人が開設する医療機関が併存している状況にあった。

社会医療法人社団埼玉巨樹の会は埼玉県内で医療機関を開設・経営することを目的とした医療法人であることから、グループ内の県内病院の運営を社会医療法人社団埼玉巨樹の会に一本化することを検討していたが、グループ内病院の合併・移転計画を行うタイミングに合わせ、一般社団法人巨樹の会が埼玉県内で開設する病院について開設者を社会医療法人社団埼玉巨樹の会に変更するものである。

(2) 変更を予定している医療機関

医療機関名	所沢明生病院
現開設者	一般社団法人巨樹の会（代表理事 鶴崎 直邦）
開設年月日	平成23年12月1日
所在地（二次保健医療圏）	所沢市山口5095番地（西部保健医療圏）
病床数	50床（一般病床50床）
地域医療構想調整会議	令和4年11月9日（水）

医療機関名	狭山中央病院
現開設者	一般社団法人巨樹の会（代表理事 鶴崎 直邦）
開設年月日	令和元年6月1日
所在地（二次保健医療圏）	狭山市富士見二丁目19番35号（西部保健医療圏）
病床数	111床（一般病床111）
地域医療構想調整会議	令和4年11月9日（水）

医療機関名	明生リハビリテーション病院
現開設者	一般社団法人巨樹の会（代表理事 鶴崎 直邦）
開設年月日	平成23年12月1日
所在地（二次保健医療圏）	所沢市東狭山ヶ丘四丁目2681番地の2（西部保健医療圏）
病床数	111床（療養病床111）
地域医療構想調整会議	令和4年11月9日（水）

<参考> 合併・移転により開設する医療機関

医療機関名	（仮称）所沢美原総合病院
現開設者	一般社団法人巨樹の会（代表理事 鶴崎 直邦）
開設予定年月日	令和5年10月
所在地（二次保健医療圏）	所沢市美原町2丁目2934番3（西部保健医療圏）
病床数	161床（一般病床161） ※所沢明生病院と狭山中央病院が合併し、移転
地域医療構想調整会議	令和4年11月9日（水）

（3）変更先

医療法人名	社会医療法人社団埼玉巨樹の会
理事長	瓜生田 曜造
法人設立年月日	平成29年10月2日
所在地	久喜市上早見418番地1
法人運営施設	1施設（病院：1）
資産総額	約37億円
変更予定年月日	令和5年4月1日